

# 裁判所

Court of Justice



適正迅速な裁判の実現という使命を担っている裁判所は、

裁判の仕組み、それを支えている裁判所の仕組みに通じ、様々な

事件や課題に対して、何が問題点であるかを把握し、その解決のた

めにはどのようにすべきかを柔軟に考えることができる人

自分が何をすべきかを理解し、裁判所を訪れた人々や関係部署と

の相談・交渉・連絡・協議などを誠実に、かつ、き然として公平に

行うことができる人

自分や様々な仕組みについて、何が優れているか、何が足りない

かを探究し、どのように改善していくべきかを考え、何ごとにも汲

めども尽きないこんこんと湧き出てくる意欲と熱意をもって創意工

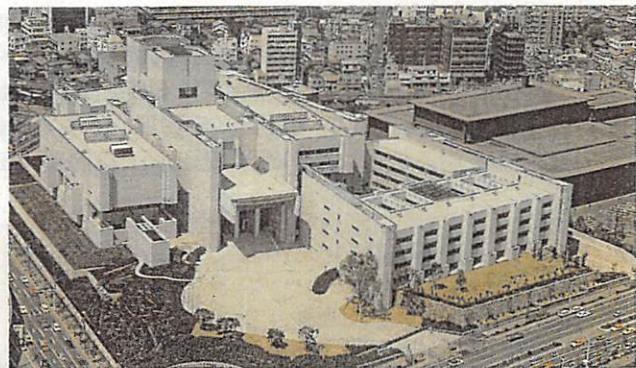
夫をこらし、前向きに取り組むことのできる人

こんな **人** を求めています。

## 最高裁判所 (東京)

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告、特別抗告）を取り扱います。

法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので「憲法の番人」と呼ばれています。



最高裁判所

## 高等裁判所 (東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て（控訴、抗告）などを取り扱います。

## 地方裁判所 (各都道府県の県庁所在地 (ただし、北海道は札幌、函館、旭川、釧路))

民事事件及び刑事事件のほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判を取り扱います。

## 家庭裁判所 (各都道府県の県庁所在地 (ただし、北海道は札幌、函館、旭川、釧路))

家庭に関する事件（家事事件、少年事件）を総合的に取り扱います。

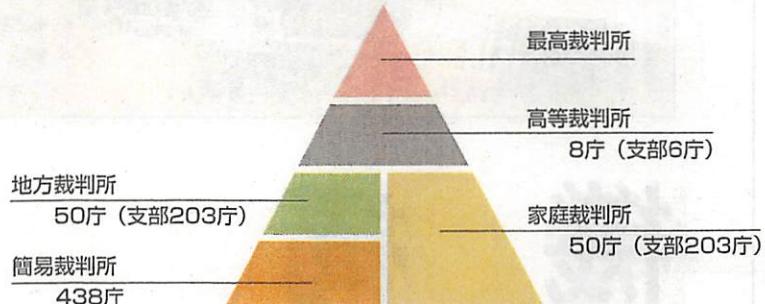
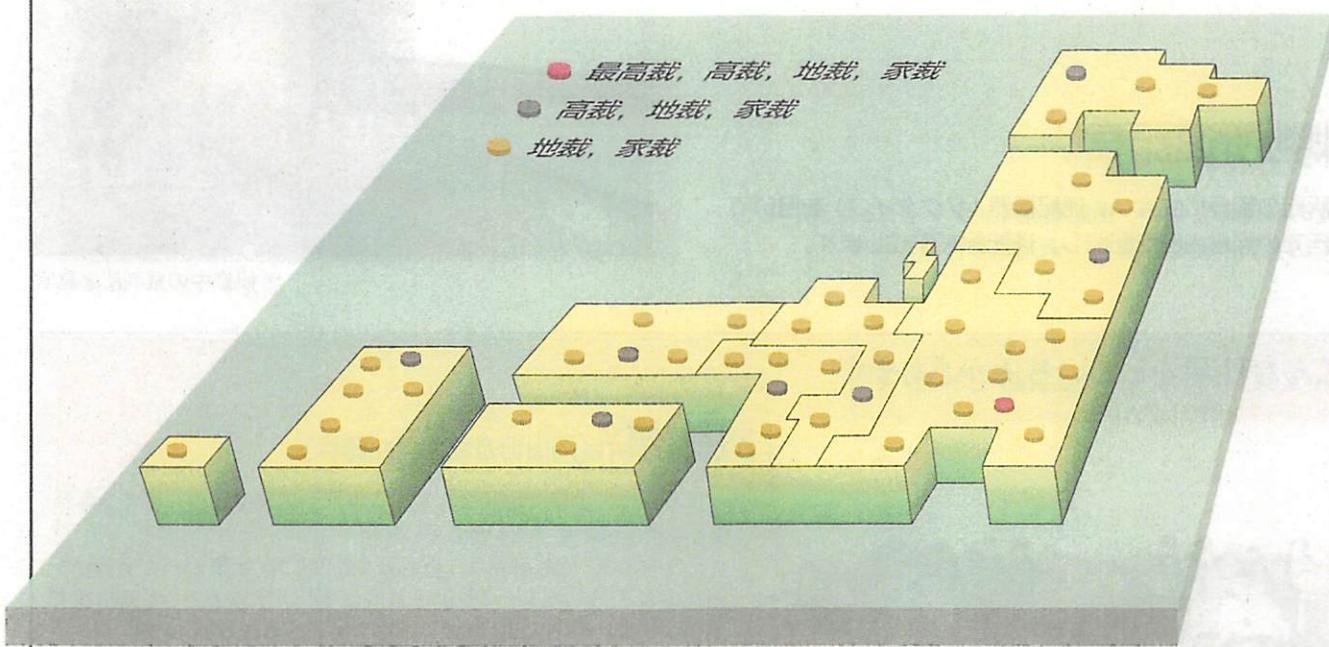
名古屋高等裁判所



青森地方・家庭・簡易裁判所

## 簡易裁判所

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか民事の調停も取り扱います。

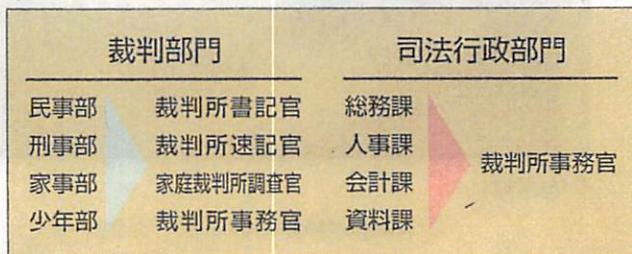


組織  
STRUCTURE

裁判所の機構は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。

裁判部門では各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



## 裁判所事務官

各裁判所の事務局や裁判部に配置されます。事務局では総務課、人事課、会計課等の司法行政事務全般を処理し、裁判部では、裁判所書記官の補助者として各種裁判事務を担当します。

事務局と裁判部とは、互いに連携をとりながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化によってますます増大するであろう司法需要の中で、裁判所の本来の機能である「裁判」が適正迅速に行われるよう、様々な場面、様々な部署で裁判所事務官が活躍しています。



執務をしている裁判所事務官



研修中の裁判所事務官

## 裁判所速記官

訴訟の審理に立会い、速記機器（ソクタイプ）を用いて法廷での発言内容を記録し、速記録を作成します。

こんな仕事をしている係があります!



### 庶務係（岡山地方裁判所総務課）

庶務係は、会議や協議会に関する事務、広報や警備に関する事務など多種多様な事務を担当しています。

その中でも、広報事務は、裁判所がどのような仕事をしているのかを国民の皆さんによく知らせるための仕事で、市民の方々と直接接する機会が多いので、常に親切で丁寧な対応を心掛けています。

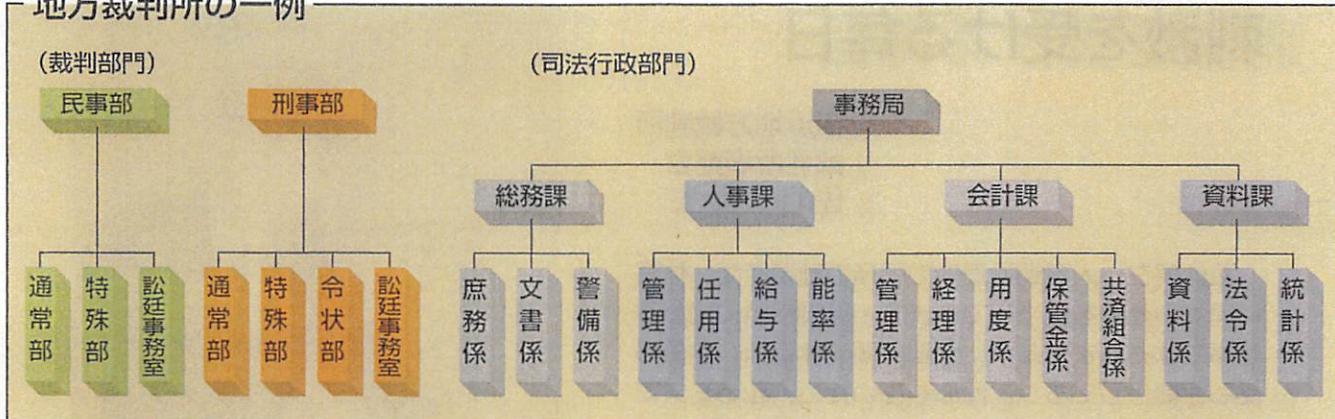
見学者に対し裁判所の案内や説明をすることもあり、実際に中・高校生を前に説明を行うと、生徒の素直な質問とその目の輝きに喜びを感じることがしばしばあります。

写真は、中学生が校外学習として裁判所見学に来た時のものです。

# 機 構

## ORGANIZATION

## 地方裁判所の一例



## 裁判所書記官

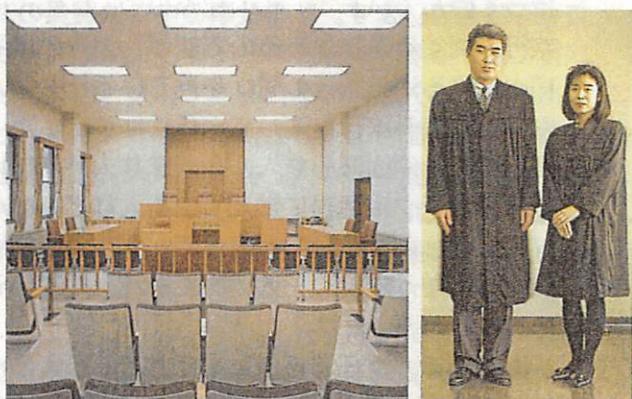
法律の専門家として、固有の権限が付与されており（裁判所法60条），その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与等の職務を行います。

また、法令や判例等を調査したり、裁判手続が円滑に進行するように、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも裁判所書記官の大きな役割です。

裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所書記官研修所に入所試験に合格し、裁判所書記官研修所での1～2年の研修を受ける必要があります。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に調整額（俸給月額に応じ、その約12%）が加算されます。



合議法廷

裁判所書記官法服



家事調停



調査風景

## 家庭裁判所調査官

家事部において離婚、財産分与、遺産分割等の家事事件に関する各種調査を行ったり、また、少年部において少年の非行事件を取り扱い、少年が非行に至った動機、原因、成育歴、性格、生活環境等を調査することが主な職務です。これらの事件については、その背後にある複雑な人間関係や環境を十分踏まえた解決が必要とされるため配置されています。

家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、家庭裁判所調査官研修所に入所し、2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に調整額（俸給月額に応じ、その約12%）が加算されます。

# 刺激を受ける毎日

横浜地方裁判所  
裁判所事務官  
佐藤 真実

私は現在、人事課管理係で職員の勤務時間、休暇に関する仕事を担当しています。直接裁判に関わる仕事ではありませんが、勤務時間や休暇は、職員の誰もが関係しており、関心も高いため、私のミスで迷惑をかけたりすることのないよう、常に緊張感を持って臨んでいます。私の仕事の中には職員の海外旅行に関する事務があるのですが、大勢の職員から提出される海外旅行の届けを見ているうちに、私も影響され海外旅行を楽しむようになりました。仕事熱心な人、勉強熱心な人、多趣味な人、流行に敏感な人、サークル活動に燃えている人など様々なタイプの人から刺激を受ける毎日で、私自身も裁判所職員としてだけでなく、人間的にも成長しているのではないかと思います。

裁判所は、責任ある仕事を任せてもらえるやりがいのある職場で、努力次第で自分の可能性を広げ、将来を造っていきます。



## 新しい自分を発見・開拓

鹿児島家庭裁判所  
裁判所事務官  
平山 純一

私は、現在、少年係で事件の受付事務などを担当しています。窓口を訪れる当事者との応対や関係機関とのやりとり、検察庁から送致された事件の受理、書記官事務補助等が主な仕事です。初めのうちは右も左もわからない状態でしたが、今では仕事にも慣れ、様々な事情をかかえて訪れる当事者に対して、できるだけ丁寧な応対を心掛けられるようになりました。

また、仕事以外では野球やサッカー等のスポーツ活動も盛んです。私もサッカーチームに所属しキャプテンを務めており、練習のほかに、他の官公庁や九州管内の裁判所と試合をするなどして交流を深めています。

家庭裁判所は、少年を裁くところではなく、保護育成して少年が更生できるように力添えをすることです。そのような仕事に携わることは大変やりがいのあることですし、自分にとっても必ずプラスになります。仕事を通じて新しい自分を発見・開拓できます。



# MESSAGE

メッセージ

# 研修生活は、一生の財産

裁判所書記官研修所養成部  
裁判所事務官  
山本 香織

私は裁判所事務官として高等裁判所の総務課庶務係で2年間勤務した後、現在は裁判所書記官研修所で1年間の研修を受けています。研修所では、全国の裁判所から試験を突破して集まった仲間たちと共に、法律科目や実務科目の講義のほか、模擬裁判に立ち会っての調書作成や交通事故の模擬検証等、実務に則した研修を受けています。また、サークル活動や寮生活をとおして、教官や友人の教室では見られない意外な一面にも触れることができます。このほかにも、課題や試験があり、研修内容はかなりハードですが、それを乗り越えたとき、苦楽を共にした友人と研修所で過ごした思い出は、私の一生の財産となることでしょう。

今後、世の中の変化に伴い、法律や裁判所書記官の仕事の内容も変わっていくでしょうが、常に新しいものを吸収していくことのできる裁判所書記官になれるよう努力したいと思います。



## 在外研究での 経験を 仕事に生かす



最高裁判所総務局制度調査室  
白倉 純一

私は、現在、外国の司法制度一般に関する調査、裁判所を訪れる外国法曹等への対応、海外派遣者の支援等の事務を行っています。私の係には、世界各国の司法に関する新しい情報が日々入ってきますが、裁判所にとって必要な情報を選びだすのに非常に気を遣っています。

国際社会の発展に伴い、裁判所においても世界の動きに注目し、国際的な視点に配慮した運営が求められる場面が多くなっていると思います。裁判所には職員の在外研究の制度があり、私もその研究員として、アメリカ合衆国における裁判事務の調査研究を行う機会を与えられました。研究に当たっては、現地の裁判所において裁判を内側から支える人達と一緒に過ごす時間をえていただき、肌でアメリカの司法を感じることができました。外国の裁判所を実体験することで、日本の裁判制度について考える際に、ある程度第三者的な視点を持つことができるようになったと思います。

現在の仕事において、在外研究の経験が非常に役立っていることを痛感します。



# きめ細かい対応を心掛ける

徳島地方裁判所  
裁判所書記官  
村瀬 雅彦

私は、現在、民事部に所属しています。

悩みや不満を持って裁判所を訪れる人々と窓口で対応することが私の重要な仕事の一つです。私は、来訪者の意見をじっくりと聞き、法律を一般の方にも分かりやすく説明するなどして、できるかぎりきめ細かい対応をするよう心掛けています。

裁判所ではレクリエーションも盛んです。私の勤務する徳島の裁判所では、毎年8月に行われる阿波踊りに、そろいのはっぴで参加しています。踊りを通して積極的に地域社会とのコミュニケーションを図っています。踊った後の爽快感は、仕事の疲れも吹き飛ばすほど素晴らしいものです。

裁判所は堅くて近寄りがたいといったイメージを多くの人が抱いていると思います。採用前の私もそうでした。しかし、採用後、考えは一変しました。

裁判所は、国民が気軽に利用でき、地域に密着したものです。



## すべての条件を満たしてくれる職場

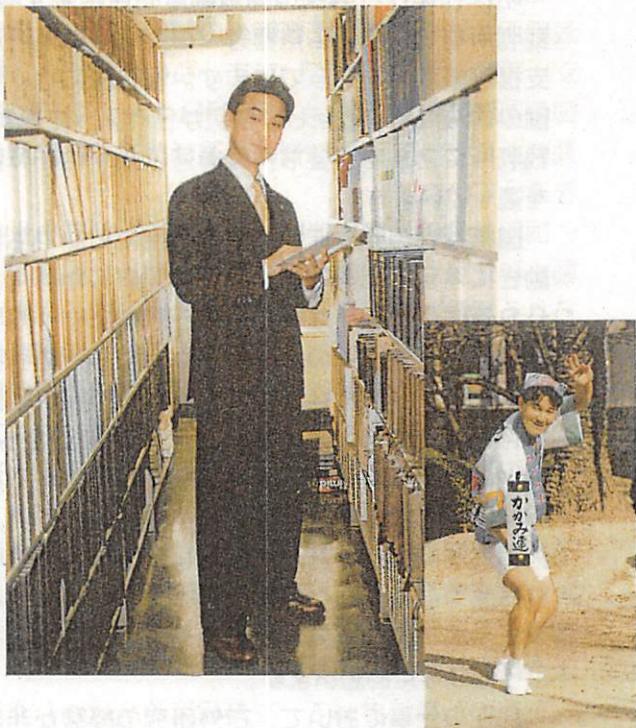
名古屋地方裁判所  
裁判所書記官  
丹羽 優子

現在、刑事部事件係で起訴状等の受付事務を担当しています。

裁判所職員を志望した理由は、「大学で学んだ法律の知識を生かしたい」、「公平中立な立場の仕事がしたい」、「女性も活躍できる」などすべての条件を満たしてくれる職場と思えたからです。

裁判所書記官の仕事は、法律的な知識が広く深く要求され、しかも厳格で、何年経っても慣れることはありません。私も、常に初心を忘れないように仕事に取り組んでいます。

以前、大勢の傍聴人のいる法廷で、『〇〇留美』という名前の当事者を「〇〇ルミさん！」と大声で読んだら、「『〇〇とめよし』ですけど・・・」と言われて皆に笑われてしまったことがあります。今となっては笑って話せる失敗談ですが、それからは、ささいなことにも注意をはらうよう心掛けています。当事者と直接接触する機会も多く、的確な事務処理が要求される責任ある仕事であり、やりがいと充実感を得ることができます。



# MESSAGE

メッセージ

# 仕事から学ぶ

旭川家庭裁判所  
家庭裁判所調査官  
竹内 菜穂

私は、現在、家事事件を担当しています。様々な家庭の問題を抱える当事者に接し、問題解決の手助けをすることが家庭裁判所調査官の仕事です。裁判官の調査命令を受けて、当事者との面接、各種機関への照会等の調査を行い、調停や審判に役立つ情報を整理し、調査報告書を作成します。その中で人間関係の調整を目的とした働きかけを行うなど、私達の様々な活動が、その後の事件の方向に大きく影響することになります。私は、研修制度の充実している点や女性でも働き続けられる環境を魅力に思い、調査官を志望し、現在も仕事の奥深さや、やりがいを強く感じています。

審判例調べや資料探しに悪戦苦闘したり、吹雪の日に出張に行き乗り継ぎの列車を間違えて見当違いの小さな駅に着いてしまい途方にくれてしまったり・・・その都度、職場の先輩や地元の人達に支えられ、仕事から学ぶことが多い毎日です。

家庭裁判所調査官とは、当事者と向かい合う仕事です。問題の深刻さに圧倒され、ストレスを感じることもありますが、問題が解決し、当事者の表情が明るくなっていく様子を見ることに、何ものにも代えがたい喜びを感じます。

この仕事に興味を持たれた方は、近くの家庭裁判所まで、ぜひ見学にお越しください。



## 自分を豊かにし、 相手の話に共感する

青森家庭裁判所  
家庭裁判所調査官  
三森 敏彦

少年事件では、少年や家族と面接をして話を聞くことが仕事の中心になります。

おとなしい女の子に画用紙とクレヨンを準備し、互いに絵を描き合いながら話をしたことがあります。ため息まじりに、万引きをした娘が信じられないと話していた母親が、私と話をして気持ちが軽くなったと言って帰ったこともあります。

ねぶた祭りに参加したり、合唱が好きなことから地元の「第九を歌う会」に入りステージに立ったり、このような仕事以外のことでも、私自身を豊かにし、相手の話に共感することの土台をつくるものとして、随分役立っていると思います。

職場としての裁判所は、和やかな開かれた雰囲気です。困難に思われた事件も、経験豊かな先輩調査官らと話し合う中で、糸口を見つけられたことがあります。また、裁判官、裁判所書記官など他の職種との間には良い意味での緊張関係があり、少年のより適切な処遇のため、それぞれの立場から意見を出し合い、議論もします。

私は、ダイナミックに変化する人間関係に興味を持ったので、大学で社会心理学を専攻し、じかに人々と関わる中で、この変化に立ち会える仕事と思い、家庭裁判所調査官を志望しました。人間の可能性に关心を持つ方には、勧めたい仕事です。



裁判所職員の人格識見の向上を図り、執務に必要な理論や実務に関する研究及び修習の指導を行うため、東京に裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を設けています。

各研修所では、スペシャリストを育てるための綿密なカリキュラムが組まれており、専門教官による高度な講義が行われています。

## 裁判所書記官研修所

### 1 研修部

裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官等の研究及び研修を行います。

### 2 養成部

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、1年又は2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後裁判所書記官の資格が与えられます。

#### ◇主な研修・カリキュラム

研 修 部	新採用職員研修	職員としての必要な基礎知識や心構えの習得を目的に採用直後行う。
	事務官法律研修	大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行う。
	中堅事務官研修	多様な講義・共同研究等を通して、執務能力の向上を図る。
	書記官実務研修 書記官総合研修 書記官実務研究会	書記官の実務能力の向上等を目的とする。
養 成 部	憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、民事執行法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、実務演習（調書事務、検証、令状事務等）、一般教養、実務修習等	



交通模擬検証

## 家庭裁判所調査官研修所

### 1 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行います。

### 2 養成部

家庭裁判所調査官補Ⅰ種試験に合格して採用されると、2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後家庭裁判所調査官に任命されます。

#### ◇主な研修・カリキュラム

研 修 部	調査官実務研修	調査官の実務能力の総合的向上を図ることを目的として行う。
	調査官専門研修	調査官の事務処理に必要な専門知識・技能の向上を目的として行う。
	調査官実務研究	調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的研究を行う。
養 成 部	憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、社会福祉関係法規、矯正保護関係法規、刑事政策、心理学、教育学、社会学、精神医学、経済学、家事事件調査、少年事件調査、家事事件実務演習、少年事件実務演習、ソーシャル・ケースワーク	

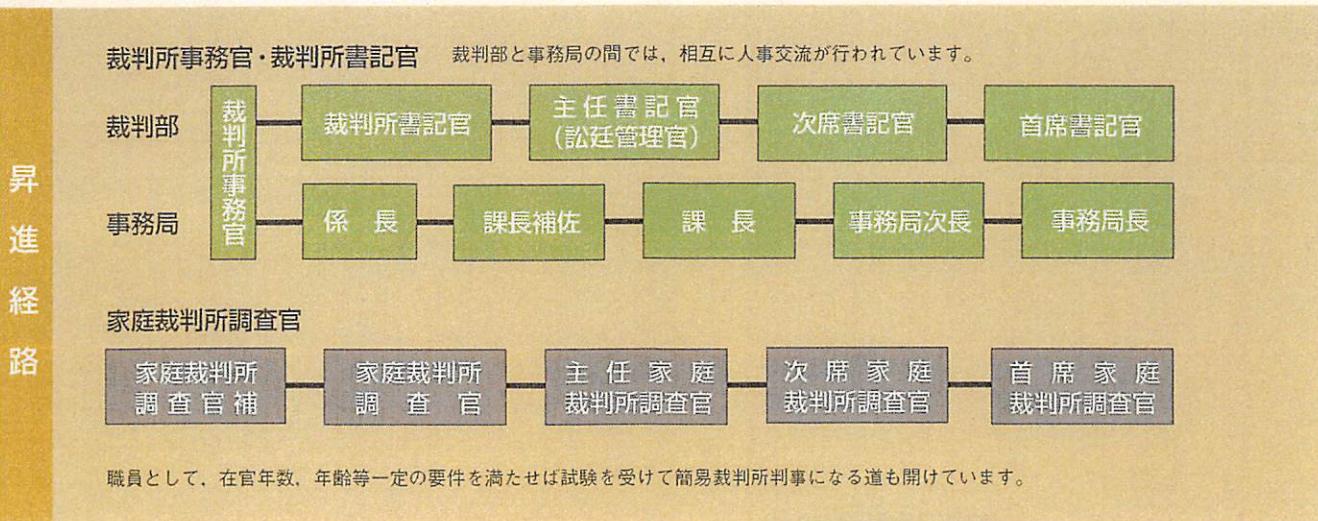


演習風景

# 研修所

TRAINING INSTITUTES

## 昇進



## 給与・休暇 (国家公務員試験採用者と同じです。)

基本給	I種	3級1号俸 203,168円	休日	土曜日、日曜日、祝日等
	II種	2級2号俸 191,520円	休暇	年次休暇 年間20日
	III種	1級3号俸 156,016円		(残日数は20日を限度として翌年繰越)
(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)				特別休暇 夏季休暇3日、結婚休暇5日、出産休暇、ボランティア休暇、忌引等
諸手当	期末・勤勉手当	一年間に5.2月分		
	通勤手当	最高 50,000円		病気休暇
	住居手当	最高 27,000円		介護休暇
	扶養手当	配偶者 16,000円等		育児休業
	超過勤務手当等			

## 福利厚生

勤務地やその周辺には、公務員宿舎が用意されています。

全国の主要都市には共済組合の直営病院があり、多くの裁判所には診療所等が設けられています。

共済組合等が経営する各地の宿泊所や保養所を割安で利用できます。

結婚、出産、入院、死亡等の際の給付金制度や、住宅購入のための低金利の貸付金制度などがあります。

職員は、野球、テニス、サッカー、囲碁、茶道、絵画等の各種サークルを自主的に職場でつくり、昼休みや勤務時間外を利用して活発に活動しています。また、最高裁判所では、全国職員作品展示会や野球、囲碁等の全国大会を行っています。



独身寮



全国裁判所職員 レクリエーション大会

## 待遇

PROMOTION & BENEFITS

## 採用試験案内

(注) 年齢の基準日は、受験する年の4月1日です。

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅱ種試験(大学卒業程度)

受験資格 1 21歳以上26歳未満の者

2 21歳未満で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び  
翌年3月までに卒業する見込みの者

3 最高裁判所が2に掲げる者と同等の資格があると認める者

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅲ種試験(高校卒業程度)

受験資格 17歳以上21歳未満の者

詳細は、受験案内をご覧ください。

受験案内及び申込用紙は、高等・地方・家庭裁判所のいずれか便利な裁判所へ請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験の種別を、例えば「Ⅰ種請求」というように朱書きし、130円切手をはったあて先及び郵便番号明記の返信用封筒(角形2号:長さ33.0cm、幅24.0cm程度)を同封してください。

**最高裁判所事務総局人事局任用課**

〒102 東京都千代田区隼町4番2号  
TEL.03-3264-8111(大代表)

(平成9年3月)